

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	長寿政策課事業所・施設整備室
委託業務名	大津市唐崎高齢者生きがい事業
委託業務場所	大津市唐崎三丁目
概要	唐崎デイサービスセンターにおける高齢者の生きがいづくり及び健康の増進のための場所の提供に関する事業実施。 実施日：月曜日～土曜日 入浴実施日：火曜日～土曜日 (祝日および年末年始は休み) その他、適宜高齢者の相談にのる。
契約期間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで
契約年月日	令和3年4月1日
契約金額	2,358,400円
契約の相手方	[所在地] 大津市浜大津四丁目1番1号 [名称] 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
契約相手方の選定理由	選定業者は、業務実施場所である唐崎デイサービスセンターにおいて、デイサービス事業を実施している。当該事業は、デイサービス事業で使用している浴室やホールを利用しての事業であることから、施設の運営主体者である当該業者しか実施できないため、委託事業者として選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。